



民事訴訟の期日延期について

令和5年5月17日付けで資料提供をしました「市外在住の個人から提出された慰謝料請求事件の訴状について」ですが、6月22日（木）、広島地方裁判所から呉市訴訟代理人（呉市顧問弁護士）に対し、同月28日（水）午後1時30分に開催予定の第1回口頭弁論期日を7月下旬以降に延期する旨の連絡がありましたので、お知らせします。

なお、期日については、決定次第、追って連絡がありますので、改めてお知らせします。



市外在住の個人から提出された慰謝料請求事件の訴状について

令和5年2月26日付けで市外在住の個人を原告とし、呉市を被告とする訴状（同年3月19日付け及び同月27日付けで訂正）が静岡地方裁判所に提出され、同年5月15日に、管轄裁判所である広島地方裁判所から、口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状の送達を受けました。

（訴状の趣旨等）

原告の配偶者は、原告の同意を得ずに虚偽をもって子どもを連れ去った。そして現在に至るまで、調停や訴訟を通じて、主には親権を焦点として、離婚に関する係争が続いている。原告は、子どもの居住地を把握しようと、本籍地である呉市に対し、戸籍の附票の開示を求めたところ、支援措置が適用されていることを呉市職員から告げられ、行政によって原告がDVの加害者として認定されていることを知った。呉市及び原告の配偶者の実家がある市に対し、支援措置申請書類に対する情報開示請求も行ったが、存在の有無は明かされなかった。

原告の知らないところで行われた行政による支援措置により、原告はDVの加害者に認定されており、子どもの安否や居所を知る術がなくなり、その結び付きが絶たれている。

原告の配偶者による原告に対する支援措置の適用は、離婚の条件や親権の獲得を優位にするためのものであり、支援措置の目的に反した申請である。

呉市には、再三にわたり上記事情を説明し、他の行政機関や警察にも事情を聞いて、措置を改めてほしい旨を要求したものの、呉市からは「加害者から意見を聴くことは想定されていない」という返答を受けた。

支援措置が行政によって受理され、加害者として認定され、行政に訂正を求めても見直されず、加害者として扱われていること自体に、原告は耐えがたい精神的な苦痛を被っている。これらのことにより、原告は、呉市に対し、原告の配偶者の申請による支援措置を認めたことによる原告への名誉毀損等及び原告の再三の主張にもかかわらず原告を加害者として認定し続けていることに対する精神的傷害、それらに対する慰謝料として金160万円を請求するとともに、原告に対する支援措置の適用の解除を求めるものである。

（今後の予定）

第1回口頭弁論期日 令和5年6月28日（水）